



# あぐりん

発行

河内長野市農業委員会

編集

農委だより企画編集委員会

〒586-8501

河内長野市原町一丁目1番1号

TEL.0721(53)1111

〔内線764〕

https://www.city.kawachinagano.lg.jp  
E-mail: nouji@city.kawachinagano.lg.jp

農の防人

なかつじ まさのり  
中辻 正敬さん  
(天野)



## 子どもたちの希望をのせて ブランド米“天野輝”が 栄えある献上米大阪代表に

農業委員もがんばっています

天野地区担当 中辻委員

令和7年4月に農業委員に就任された中辻正敬さんは、天野地区で水稻を栽培し、大阪エコ農産物の認証を取得する等、安全・安心に配慮した栽培に取り組み大阪版認定農業者です。地域の中心的な農業者として、地域の農業を守るために取り組んでいること等について取材しました。

### 協業化で地域農業を守る

農業者の高齢化により営農を継続できなくなる農地が増えていく中、地域の農業者と共に、引き受け先となる団体「天野の里農作業部会」を結成し、農業の協業化に取り組んでいます。

協業化とは、具体的には共同で農作業を行うことや他の農業者の農作業を受託することを言います。「天野の里農作業部会」では、共同による農作業や受託に加え、遊休農地の活用やお米のブランド化により、農業の活性化を目指しています。

### ブランド米「天野輝」

地域の小学校の田植え・稲刈り体験をきっかけに、「ふるさとの農業を未来につなげたい」との子どもたちの思いから生まれたのが「天野の里農作業部会」が栽培するブランド米「天野輝」です。

「天野輝」というブランド名は、地域の小学生がふるさとの農業を未来へつなげていきたいという希望を込めて名付けた名称です。

## 令和7年献上米大阪代表

天皇陛下がその年にとれた新穀を神々に供えられ農作物の収穫に感謝するとともに、自らもお召し上がりになる祭典である新嘗祭に向けて、新嘗祭で使用される精米を献上する式典「献穀献納式」が毎年秋に開催されます。

この「献穀献納式」では、新嘗祭に使用される米等を各都道府県から選ばれた農家が天皇陛下に直接献納します。

この度、栄えある令和7年献上米大阪代表に「天野輝」が選出されました。「ふるさとの農業を未来につなげたい」との子どもたちの思いをのせて、丹精込めて栽培した河内長野のお米が選ばれ光栄に思います。」とお話いただきました。



ふるさと納税  
返礼品



「天野輝」は、根っこに自然の窒素を蓄える機能がある「れんげ」を土に混ぜることで、天然の有機肥料を多く含んだ豊かな田んぼとなることを利用して作ります。そのため、化学肥料や農薬の使用を半分以下に抑えられることから、環境にも人にも優しい農産物として「大阪エコ農産物」の認証を取得しています。



### ～取材ウラバなし～

献上米として皇居へ持参するにあたり、少しでもいい状態のお米をとの思いから、府及び市職員、JA大阪南農協の職員とともに一粒一粒最高のものを選んだそうです。



### ◆編集後記

中辻委員は、農業委員としてだけではなく、河内長野市農事実行組合連合会会長としても地域農業のために尽力されておられます。地域の農業を守ることが、子どもたちのふるさとを守ることに繋がっていることを改めて感じ、農業を安定的に継続できるように、引き続き農業委員会として遊休農地解消に取り組んでいきたいと思えます。

# 自然資本活用課(旧農林課)からのお知らせ

## 新規就農者養成のため「農業研修講座」を開催しています

現在、本市の農家は高齢化が進み、将来の農業の担い手の確保が急務となっております。

農業の担い手不足は、食糧の安定供給を困難にするだけでなく、遊休農地の増加により、有害鳥獣が都市部に進出してくる恐れがあるなど、地域に様々な問題をもたらします。

一方で、農地をもたない都市住民の中には、「若く体力が有り余っているので副業的に農業をしたい」、「子どもたちのために安全安心な野菜を作りたい」、「定年退職を機に農業に参入したい」など、様々な年代の方から農業参入のニーズがあります。

そこで、市では新規就農を考えている方を対象に平成18年度から毎年「農業研修講座」を開催し、農業の担い手確保に努めています。なお、これまで講座修了生190名のうち、

59名が「あすかてくるで河内長野店」や「アグリかわちながの」等へ農産物を出荷しています。

講座の内容は、大阪府・JA・市職員による「作付計画の立て方」、「農薬・肥料の種類」「病害虫防除」「鳥獣被害対策」等の講義と、「秋冬野菜の播種・定植」、「施肥・農薬散布」「農業機械実習」等の現地実習を合わせて10回、数カ月わたって実施し、令和7年度は14名が修了しました。

受講生は例年5月～6月中旬にかけて募集しています。詳細は市役所HPに掲載していますので、もし農業を始めたいとお考えの方をご存じであれば、ぜひこの講座をご紹介ください。



### 協力：大阪芸術大学短期大学部

# “五風十雨”

## この街の魅力を

作 左近 詩月



## 農業研修講座参加者の声

### Q 農業に興味をもったきっかけは？

A 自然豊かな環境が好きで、そんな地球環境を守っていくために農業に携わっていきたくて考えたことがきっかけです。

### Q 研修講座の内容はどうでしたか？

A 農業に関する情報は、ネットやSNS等での知識しかありませんでした。今回、農業研修講座を受け幅広く基礎的な事をきちんと学べてとても勉強になりました。市の職員の方をはじめ、市内の農家さんからの実体験を踏まえた話はとても興味深く、勉強になりました。また農業をやりたいという研修生仲間ができたことも良かったです。

### Q 今後チャレンジしたいことは？

A 現在農地を借りるための手続き中ですので、正式に農地が借りられたら自然栽培に取り組みたいと考えています。夢が叶い農業ができることがとても嬉しく、研修講座で学んだことを実践し、これから頑張っていきます。

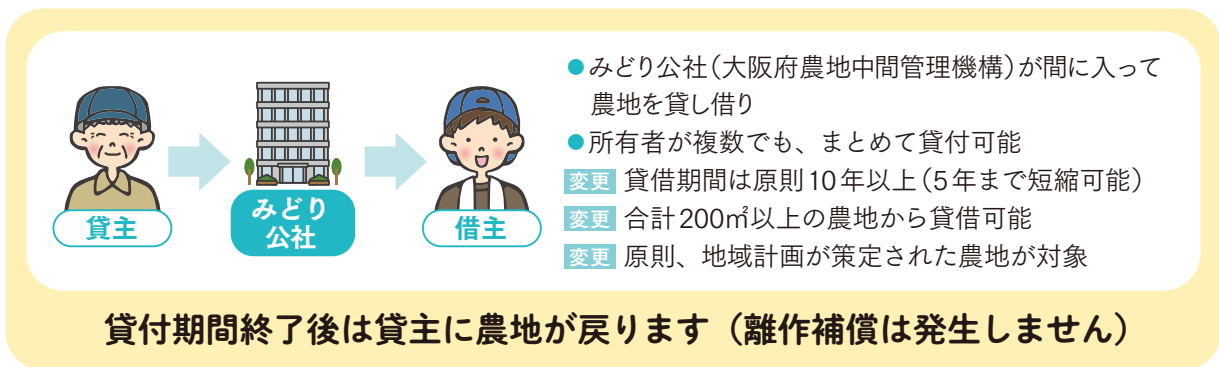


# あなたの大切な農地 安心して農地を貸せる制度があります



## 制度の特徴

- ・ 公的機関（大阪府農地中間管理機構）が貸し手と借り手の間に入るので安心です。
- ・ 手続きは市と農業委員会がお手伝いします。
- ・ 借り手へ紹介する前に条件（地域の水路掃除は借り手に出てしてほしい等）を設定できます。
- ・ 離作料の心配もなく貸借期間が終了すれば自動的に貸し手の元へ農地が返却されます。
- ・ 貸借期間を継続したい場合には、利用権の再設定により継続して貸し借りが可能です。



※農地の面積、その他の条件によっては、制度を利用できない場合があります  
※手続きには6カ月程度かかりますので、貸借をお考えの方はお早めにご相談ください

お持ちの農地の今後について考えてみませんか？まずはお気軽に農業委員会までご相談ください。

## ◆農業委員会よりお願い

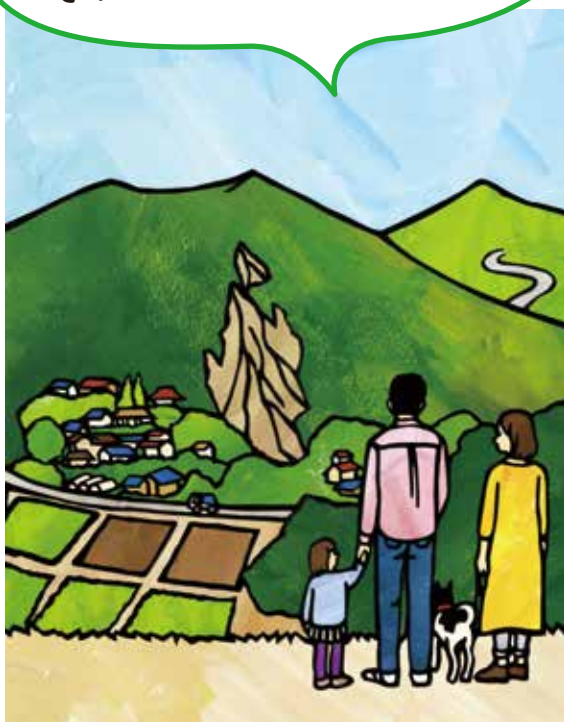
- ・ 農地は一度荒らしてしまうと害虫やイノシシ等のすみかとなり、元の状態に戻すためには多くの労力が必要となります。
- ・ そうなる前に耕作できなくてお困りの場合は、お気軽に農業委員会へご相談ください。
- ・ 農地を探している方が待っています。



# 令和6年4月から相続登記の申請が義務化

あなたのため、お子さんやお孫さんのため、  
地域の人のために相続登記をしましょう。

農地の場所が  
どこかもわからない…等  
そういう方おられませんか？



## 相続登記とは

相続した農地等について不動産登記簿の名義を変更することです。名義を変更するには、法務局に申請する必要があります。(相続があっても自動的に変更されません。)

**ポイント①** 相続したことを知った日から3年以内に登記！

**ポイント②** 義務化前の相続も対象！

※義務化前に相続したことを知った不動産は、令和9年3月末までに登記する必要があります。

### 登記

#### ▼相続登記しておく

- ・将来あなたの子どもや孫にトラブルなく土地を引き継ぐことができます。
- ・災害が発生した場合も所有者を特定でき早期に復旧作業に着手できます。

### 届け出

#### ▼農地を相続した方は届け出を

- ・届け出は、相続した土地のある農業委員会事務局まで。
- ・届け出しない場合は、10万円以下の過料を科されることがあります。

※小作権も相続が必要です

小作権も相続手続きをする必要があります。過去に小作権を設定したまま、相続人・小作人ともに把握していないケースが多発しています。小作台帳を農業委員会事務局窓口で確認できますのでお問い合わせください。

## 『農業者年金』 老後の備えに

① 60歳未満の国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する方は誰でも加入できます。

② 積立方式で年金額は加入者・受給者数に左右されない少子高齢化時代に強い制度です。

③ 認定農業者などには、保険料の一部に国庫補助金(最大216万円)があります。

④ 保険料は月額2万円から6万7千円まで、ご自身のライフプランにあわせて自由に選択できます。

⑤ 毎年最大80万4千円の社会保険料控除や支払われる年金にも公的年金等控除が適用されます。

⑥ 途中で脱退しても積立たれた保険料に応じ年金が受けられ、加入者、受給者の方が80歳までに死亡した場合には、80歳までに受け取るはずであった年金の現在価値相当額を死亡一時金として遺族の方が受給できます。

★ 加入のご相談等は農業委員会事務局またはJA各支店までお願いします。